

広島県選挙管理委員会告示第七十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和六年十二月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
老人 ホーム	養護老人ホーム 緑ヶ丘静養園	広島市安佐北区可部 六丁目9-14	名称 所在地	(名称) 養護老人ホーム可部南静 養園 (所在地) 広島市安佐北区可部南二 丁目19-33
老人 ホーム	特別養護老人ホーム 可部南静養園	広島市安佐北区可部 南二丁目19-33	名称	特別養護老人ホーム可部 南静養園カルム
老人 ホーム	特別養護老人ホーム 緑ヶ丘静養園	広島市安佐北区可部 六丁目9-14	名称 所在地	(名称) 特別養護老人ホーム可 部南静養園アシステ (所在地) 広島市安佐北区可部南二 丁目19-33